



ケアホームいるか乃里

# 小規模多機能型居宅介護 サービス利用料金表

R6,6,1～ 単位:円/月

費目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
保険給付一割負担分(※)	① 基本介護費	¥3,450	¥6,972	¥10,458	¥15,370	¥22,359	¥24,677	¥27,209	
	② 訪問体制強化加算			¥1,000					
	③ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	¥800							
	④ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥640							
	⑤ 認知症加算(Ⅱ)			¥890					
	⑥ 看護職員配置加算(Ⅱ)			¥700					
	⑦ 初期加算(※)	¥30							
	①～⑥合計=(イ)	¥4,890	¥8,412	¥14,488	¥19,400	¥26,389	¥28,707	¥31,239	
	⑧ 特別地域加算 ①×15%=(ロ)	¥518	¥1,046	¥1,569	¥2,306	¥3,354	¥3,702	¥4,081	
	⑨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (イ)+(ロ)×14.6%=(ハ)	¥790	¥1,381	¥2,344	¥3,169	¥4,342	¥4,732	¥5,157	
(イ)+(ロ)+(ハ)=(ニ)	¥6,198	¥10,839	¥18,401	¥24,875	¥34,085	¥37,141	¥40,477		
保険外負担分	⑩ 朝食(1食あたり/¥400)	¥400×回数分(おやつ代込み)							
	⑪ 昼食(1食あたり/¥600)	¥600×回数分(おやつ代込み)							
	⑫ 夕食(1食あたり/¥600)	¥600×回数分							
	⑬ 宿泊費(1泊あたり/¥2,300)	¥2,300×回数分							
	⑭ 病院受診同行費 (1医療機関につき ¥1,000)	¥1,000×回数分							
	⑮ 衣服管理洗濯代(1か月分/定額)	¥3,000							
	⑯ その他、個人使用費用	実費(医療費・薬代・排泄用品・娯楽費など)							
実費負担合計		各個人のご利用状況により、⑩～⑯総合計=(ホ)							
費用総合計		¥6,198 +(ホ)	¥10,839 +(ホ)	¥18,401 +(ホ)	¥24,875 +(ホ)	¥34,085 +(ホ)	¥37,141 +(ホ)	¥40,477 +(ホ)	

※ 保険給付一割負担分 ……………

基本的には一割負担、九割は介護保険負担となりますが、利用者様の所得金額に応じて、三割負担の方もおられます。

※ ⑦初期加算 ……………

1日に付き30単位を加算(登録日より30日まで)、30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も算定できます。

※ 上記、各加算について

② 訪問体制強化加算……………

訪問サービスに当たる常勤職員を2名以上配置し、事業所における訪問回数が1月あたりに200回以上ある場合に算定できます。

③ 総合マネジメント体制強化加算…

次のいずれかに該当する場合に加算されます。

(I) ①利用者の心身の状況、家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係機関専門職と共同し、計画の見直しを行う。②また、日常的に地域住民との交流を図り、③地域への相談体制性を確保。④インフォーマルサービスなどを包括的に提供できるようケアプランを作成する。⑤地域の児童福祉事業、障害福祉サービス、他地域密着型サービスとの事例検討会などを実施するなど、地域における交流の場を設ける。

(II) 上記、①、②を満たす場合に算定。

④ サービス提供体制強化加算…… 次のいずれかに該当する場合は加算されます。

(I) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が 70%以上、または、勤続 10年以上の介護福祉士が 25%以上。

(II) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上。

(III) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上。または、常勤職員の占める割合が60%以上の場合。または、勤続 7年以上の者の占める割合が 30%以上の場  
△

⑤ 認知症加算…… 次のいずれかに該当する場合は加算されます。

(I) ①認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者対象の規定数に応じ、配置している。②また、認知症ケアに関する技術的指導会議を開催し、③専門的な研修を修了している者を1人以上配置。④職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成している場合。

(II) 上記①、②を満たす場合。

(III) 日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者へのケアを行った場合。

(IV) 要介護2で、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者へケアを行った場合。

⑥ 看護職員配置加算…… 次のいずれかに該当する場合は加算されます。

(I) 常勤専従の看護師を1人以上配置

(II) 常勤専従の准看護師を一人以上配置

(III) 看護職員を常勤換算で一人以上配置

⑧ 特別地域加算…… 所定単位数の15%を加算

⑨ 介護職員等処遇改善加算…… 介護職員、その他職員の賃金改善について、規定された賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合に算定。加えて、該当する所定の規定を、適正に実施している場合に算定できる。

※ その他加算について…… 上記加算のほかに、利用者の状態や事業所の体制に応じ、下記のような加算を、介護保険法の規定に準じ算定する場合があります。

- ・看取り体制強化加算
- ・若年性認知症利用者受入加算
- ・口腔・栄養スクリーニング加算
- ・科学的介護推進体制加算

など。